

商品概要説明書
スーパー定期貯金＜単利型＞

(令和6年9月9日現在)

1. 商品名	・年金スーパー定期貯金「こがね」
2. 取扱期間	・令和6年9月9日～令和7年2月28日
3. 販売対象	・次の①または②に該当する個人 ① 「JA信州諏訪年金友の会」会員または、当JAで公的年金を受給する手続きをされた方 ② 55歳以上年金受給権発生年齢未満で、当JAにて年金受給予約申込書の提出をいただいた方 ※お申込みは、年金の受取または予約をされた店舗のみで1人1店舗に限ります。 ※未支給年金は対象外です。 ※複数店舗で年金をお受け取りの場合は、いずれか1店舗のみのご契約とさせていただきます。
4. 預入期間	・定型方式…1年 ・預入時のお申出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
5. 適用金利	・スーパー定期貯金（期間1年もの） 0.225% ただし、新規組合員加入の申込みをしていただくと上記金利にさらに0.05%上乗せいたします。（上乗せ金利は初回満期日までの適用となります。）
6. 預入方法 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・一括預入 ・お一人様350万円以内 ・1円単位
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 ①利払頻度 ②計算方法 ③税金	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・復興特別所得税を含み20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。
9. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。

<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下は切捨て）により計算した利息とともに、払い戻します。 ① 預入期間が6か月未満の場合 ……………解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 … 約定利率×50%
<p>11. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 <p>当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または管理部総務課（電話：0266-57-8000）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA管理部総務課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）」では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員加入者への金利上乗せは、令和6年3月1日から令和7年2月28日の間に申込みされた方が対象です。 ・基準金利に変動があった場合には、見直し時期に限らず適用金利を変更することがございます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率が適用されます。

※上記に記載のない事項については、「スーパー定期（単利型）」と同様の取り扱いとなります。

※お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

商品概要説明書
定期積金＜定額式・目標式＞

(令和6年9月9日現在)

1. 商品名	・年金定期積金「ゆとり」
2. 取扱期間	・令和6年9月9日～令和7年2月28日
3. 販売対象	・次の①または②に該当する個人 ① 「JA信州諏訪年金友の会」会員または、当JAで公的年金を受給する手続きをされた方 ② 55歳以上年金受給権発生年齢未満で、当JAにて年金受給予約申込書の提出をいただいた方 ※お申込みは、年金の受取または予約をされた店舗のみで1人1店舗に限ります。 ※複数店舗で年金をお受け取りの場合は、いずれか1店舗のみのご契約とさせていただきます。
4. 期間	・3年以上5年以下
5. 払込方法 ①払込方法 ②払込金額 ③払込単位	・契約期間内で掛金を分割払込（原則口座振替に限る） ・1回当たり1,000円以上（ただし、お一人様の掛金月額5万円以内） ・1円単位
6. 支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
7. 給付補てん金 ①適用利回り ②支払頻度 ③計算方法 ④税金 ⑤金利情報の入手方法	・利回り0.200%を満期日まで適用します。 ・ただし、新規組合員加入の申込みをしていただくと上記金利にさらに0.05%上乗せいたします。（上乗せ金利は初回満期日までの適用となります。） ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ・復興特別所得税を含み20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせ下さい。
8. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下は切捨て）により、計算した給付補てん金とともに払い戻します。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%

<p>9. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>10. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または管理部総務課（電話：0266-57-8000）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA管理部総務課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）」では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払い込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べ、または、当初契約時の店頭表示の年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率が適用されます。 ・組合員加入者への金利上乘せは、令和6年3月1日から令和7年2月28日の間に申込みされた方が対象です。

※ お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA信州諏訪